

# 白川町商工会だより

12月号（第357号）  
令和7年12月1日発行  
白川町商工会  
TEL: 0574-72-1205  
FAX: 0574-72-2405

商工会青年部が「青フェス」お仕事体験&企業展を開催しました。



白川町商工会青年部は、初めての試みとして、令和7年11月23日（日）さわやか広場みかわドームにて、「青フェス」お仕事体験&企業展を開催しました。

本イベントは、地元企業（建築・製造・美容・健康・飲食など）25のブースが集まりました。様々なお仕事体験と企業PR・商品展示などから、地元企業の素晴らしいを知ってもらう事を目的に実施しました。大変多くの方にご参加頂きありがとうございました。また次回もお楽しみに！



## トヨタならこうする！課題解決セミナーを開催しました！



令和7年11月13日(木) トヨタ系企業のOBで、T. M. Aコンサルティング水野忠男氏を講師にお招きし、「トヨタ流の課題解決セミナー」を開催しました。本セミナーでは、トヨタ流の様々な事例を踏まえて、どんな業種の事業者でも、問題解決方法を無理なく実践できる工夫などを学んでいただきました。

多くの方にご参加頂きありがとうございました。

## 元税務署長が教える！税務調査対策セミナーを開催しました！

令和7年11月27日(木)元税務署長で税理士の高橋雅登氏を講師にお招きし、税務調査対策セミナーを開催しました。

本セミナーでは、講師の税務調査経験をもとに、納税に関する間違いややすい点や、正しい申告と節税方法の継続をする事などを学ぶ機会となりました。

多くの方にご参加頂きありがとうございました。



## 白川町商工会公式LINE登録にご協力ください!!

商工会は、現在公式LINEの運用を行っています。

来年度から封書での商工会だよりやセミナーの案内送付を、公式LINEでの発信に変更させていただきます。

商工会から定期的な情報をスマホで確認できます。

是非多くの方にLINE登録をお願いします。

！登録でのお願い！

トークからあなたが所属する「事業所名」と「ご氏名」を必ずお知らせください。 よろしくお願ひいたします。



友だち登録でお得な情報をGET!

© LY Corporation

## 移動商工会（12月・1月）・創業継業個別相談会のお知らせ！

移動商工会では、経営相談の他、新たに起業や独立開業を考えている方、事業を引き継ぎ経営したい方、誰かに経営を譲りたいとお思いの方を対象に、創業・継業（事業承継）個別相談会を開催します。  
(事前予約制:商工会 TEL72-1205) ぜひご相談ください。

| 相談実施日        | 時間         | 開催場所       |
|--------------|------------|------------|
| 12月15日（月）    | 午後1時～午後4時  | 佐見ふれあいセンター |
| 12月17日（水）    | 午後1時～午後4時  | 黒川ふれあいセンター |
| 令和8年1月13日（火） | 午後1時～午後4時  | 佐見ふれあいセンター |
| 1月14日（水）     | 午前10時～午後4時 | 黒川ふれあいセンター |

## 年末調整事務のお知らせ！ 今からご準備ください!!

令和7年分の年末調整における所得税納付期限は、令和8年1月20日（火）です。

### ◆ご持参頂く書類◆

- ① 給与支払者、給与を受け取る本人、その控除対象扶養者のマイナンバーのわかるもの
- ② 11月頃に税務署より郵送された、関係書類一式
- ③ 前期分（1月から6月）の源泉税納付書の領収書
- ④ 専従者・従業員が支払った生命保険、個人年金、地震保険、健康保険、国民年金及び基金の支払額がわかる証明書類
- ⑤ 昨年度の源泉徴収簿等

※年末調整事務手数料が発生します。（1事業所 会員：1,000円、非会員3,000円）

※源泉徴収簿には事前に7月～12月までの給与等支払額をご記入ください。

国税庁のホームページ「年末調整がよくわかるページ」では、年末調整事務に関する大変便利な情報や申請書類・年末調整計算シートなどが掲載されています。年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書類の入手、年末調整の計算が簡単に出来る「年末調整計算シート」（Excel）をダウンロードしてご利用いただくと、税額計算を効率的に行うことができます。是非ご活用ください。【リンク先アドレス】 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

## 記帳継続支援のお知らせ！

個人事業所の方を対象に、継続的な記帳支援を行っています。

複式簿記による現金出納帳、総勘定元帳、残高試算表等の作成指導を行い、所得税や消費税の確定申告書の作成、電子申告まで支援しています。手書きで記帳される方の他に、パソコンソフトにて記帳される方や商工会へ記帳を委託される方など、多くの方が記帳支援をご利用されています。

●記帳支援の対象となる方は、以下の方々です。

・白色申告から青色申告に変更された方 ・会計ソフトを利用して、記帳の簡便化を図りたい方

※手数料が発生します。 詳細は商工会（電話 72-1205）へお問い合わせください。

**しっかり記帳を行い、経営内容を把握して、節税対策や経営改善を図りましょう！**

# 消防団協力事業所の支援のための減税制度について

消防団協力事業所の認定を受けた事業所には、白川町から「消防団協力事業所表示証」が交付されます。(認定の有効期間は2年間) さらに、岐阜県から事業税の減税など優遇措置を受ることが出来ます。 詳しくは、別紙をご参照ください。

## 消防団協力事業所の認定 「消防団協力事業所表示証」を受けるためには

次のいずれかにあてはまる事業所は、消防団協力事業所の認定を受けることができます。

- ① 白川町消防団員が1名以上在籍している事業所
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
- ③ 災害時、訓練時等に事業所の資機材などを白川町消防団に提供するなど、地域における消防防災力の充実強化に特に寄与していると認められる事業所

認定を受けようとする事業所は、申請書に次の書類を添えて、**白川町役場総務課行政係**  
**電話番号:0574-72-1311 内線:214に申請**してください。

- ・会社案内その他事業所等の業務内容が分かる書類
- ・前記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- ・その他審査に必要な資料

## 事業税の減税など優遇措置とは

|          |   |   |                                 |  |  |
|----------|---|---|---------------------------------|--|--|
| 対象となる税目  | 法人事業税・個人事業税   |   |                                 |  |  |
| 対象       | 基準日において、次の要件を全て満たす法人(※)又は個人。<br>※ 法人の場合、事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)に限る。                          |   |                                 |  |  |
| 要件       | 1. 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」による消防団協力事業所として町長から表示証の交付を受けていること。<br>2. 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。<br>3. 消防団活動について配慮した規定(就業規則等)を整備していること。 |   |                                 |  |  |
| 基準日・申請期間 | 法人  | 各事業年度の終了日   | 基準日以降、 <b>終了日から1か月以内に申請</b>     |  |  |
|          | 個人  | 12月31日  | 基準日以降、 <b>所得税申告期限3月15日までに申請</b> |  |  |
| 控除内容     | 事業税額の2分の1に相当する額を控除(100万円を限度)<br>〔消防団員数が使用人等の1割以上である場合は200万円を限度〕   |   |                                 |  |  |
| 適用期間     | 法人  | 平成28年4月1日から令和10年3月31日までの間に終了する各事業年度<br>※ 対象事業年度のうち、認定要件の基準日(事業年度終了日)に認定要件を満たした事業年度の事業税が対象 |                                 |  |  |
|          | 個人  | 平成29年度～令和10年度(平成28年～令和9年の所得に対して課税)<br>※ 対象事業年のうち、認定要件の基準日(12月31日)に認定要件を満たした事業年の事業税が対象     |                                 |  |  |
| 知事の認定取得  | 不均一課税(優遇措置)の適用を受けるには、法人の場合は事業年度ごとに、個人の場合は年ごとに、知事の要件認定を受ける必要があります。   |   |                                 |  |  |
| 申請・お問合せ先 | 可茂県事務所 TEL:0574-25-3111   |   |                                 |  |  |